

## 一般廃棄物処理業許可証

小山市長 浅野 正富



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき申請のあった、収集運搬業又は処分業の許可及びその変更の許可については、同法第 7 条第 5 項の各号に適合すると認められたので許可する。ただし、下記条件を遵守すること。

申請者	住所	小山市大字梁 2333-29
	氏名	メルテック株式会社
許可の内容	法第 7 条第 6 項 (一般廃棄物処分業許可) 164.4t/日	
取扱い廃棄物の種類	焼却灰・ばいじん・汚泥 (廃棄物焼却炉の排ガス処理施設から排出されたものであって、有機性汚泥を含まないものに限る。)・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず	
許可期限	令和 7(2025)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日まで	
許可の区域	小山市大字梁 2333-29	
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 廃掃法及び小山市の条例を遵守すること。</li><li>2 実績報告書は当月分を翌月 10 日までに提出すること。</li><li>3 必要に応じ事務所、施設等の調査、帳簿類の提出を求められることがあるので協力すること。</li><li>4 市からの指導には誠意をもって対応すること。</li><li>5 市若しくは地元自治会と協定を結んでいる場合は、協定内容を遵守すること。</li></ol>	

※ 一般廃棄物処理業許可証は、期間満了後 10 日以内に返納すること。